

協定区域	西区春日台5丁目の一部（裏面 区域図参照）		認可・更新 年月日	認可 2013年12月19日 更新 2023年12月19日
	面積	21,684.44 m ²		
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2023年12月19日～2033年12月18日（10年）

協定内容の概要

1. 建築物の敷地の区画は、本協定締結時における区画とし、これを分割してはならない。
2. 建築物の敷地の地盤の高さは、本協定締結時における当該敷地の地盤面の高さを越えてはならない。但し、造園等のための必要最小限の変更は、この限りではない。
3. 建築物は、一区画一戸建ての専用住宅とする。但し、親子等が居住する二世帯住宅は、建築確認で認められれば、玄関の数に関係なく建築可能とする。又、次にあげる兼用住宅を建築可能とする。
（ア）学習塾、茶華道教室又は囲碁教室その他これらに類するもの。
（イ）美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限り）
4. 立体式、地下駐車場は設置してはならない。
5. 車庫、門扉の扉は、開放時に敷地境界線を越えてはならない。なお、本協定締結以前に設置した門扉等の扉が、開放時に敷地境界を越えている場合は、扉を開放したままにすることなく、通行の妨げにならないように注意しなければならない。
6. 専有宅地の駐車場の出入口は、歩道、緑地緩衝帯及びフットパス（歩行者専用道路）に面して設けてはならない。又、人の出入口は、緑地緩衝帯に接する側に設けてはならない。
7. 境界に面する垣又は柵を設ける場合は、門柱・門扉・ガレージ出入口付近を除き、その構造は主に生垣とする等、景観に配慮した透過性（透視性・通風性）のあるものにしなければならない。但し、次にあげる理由の場合は、本協定に従って、それらを設けることができる。
（ア）防犯上やむを得ない場合、土塀・コンクリートブロック塀・コンクリート塀・石塀・板塀等を設けることができる。その際、周囲の環境との調和を充分考慮すると共に絶対に遮蔽することなく、大幅な間隔や隙間、穴を設ける等、透過性を損なってはならない。なお、本協定締結以前に設置した塀については、遮蔽箇所があれば付近に草花を生ける等して、緑化に努めなければならない。
（イ）上記の理由で生垣以外の外塀等を設ける場合、その高さは、敷地境界の地盤面から1.2m以下にしなければならない。なお、本協定締結以前に設置した塀については、この限りではない。
8. 建築物の外壁及び屋根の基調色は、周辺環境との調和を保たなければならない。
9. 道路際や敷地内は、積極的に樹木等の保守に努めると共に、適切な維持管理を怠ってはならない。
10. 衛星テレビ用アンテナを除く、ラジオ受信用・アマチュア無線等のアンテナは屋外に設置してはならない。なお、衛星テレビ用アンテナは家庭用のものに限り、設置個所は周囲の景観を損なわないように充分配慮すること。
11. 看板、広告塔、ポスターその他、これらに類するものは、当該権利者にかかるもの及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。但し、その場合にあっても、必要最小限度のものとし、周囲と調和するように努めなければならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

170

ア・ラヴリ西神中央

170 ア・ラヴリ西神中央建築協定

位置図

